



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.140

発行：東濃西部広域行政事務組合

多重債務相談

消費生活相談の窓口では、事業者と消費者間の契約トラブルについての相談の他に、多重債務などの借金に関する相談も受付をしています。多重債務は、①債務整理②特定調停③個人再生④自己破産が主な解決方法です。窓口では、それぞれの手続きについて説明します。相談者の状況を詳しく聞き取りし、適切な法的手続きに繋げるお手伝いをします。

最近では、副業や儲け話の契約をして、その代金を支払う際、消費者金融でお金を借金させて支払わせるという事例が増えています。やってみたら話が違って儲けられなかったなどのトラブルがあると、たちまち多重債務に陥るといった事例も見受けられます。

借金は解決方法があります。ご家族からのご相談も受け付けていますが、適切な解決に早期に繋げるため、本人から相談窓口にご相談するようお願いいたします。



こんな相談ありました



新聞に掲載された広告に、今だけ安く購入できると書かれた膝に効くサプリメントを電話で注文をした。届いて飲んでいたら、直ぐに同じものがまた3袋届いたのでびっくりして問い合わせると、注文の電話の際、効果が出るのに3か月かかると案内し、定期購入で注文を受けたと言われた。

広告にかかれていない内容の契約を、電話で注文した際に勧誘され契約をすると、電話勧誘販売に当たります。その場合、通信販売にはないクーリングオフが適用となります。この相談では、手元に届いた商品に契約書が同封されており、その契約書にはクーリングオフについて記載がありました。電話勧誘か通信販売かは広告に記載されているかどうかの問題になるトラブルですので、注文後もしばらくは広告を手元に残しておくことが大切です。

5月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	13件
訪問販売	6件
訪問購入	0件
通信販売	37件
連鎖販売	0件
電話勧誘	14件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	14件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。
例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 市民協働課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域行政事務組合 消費生活巡回相談事業